気になる税のQ&A 65

平井真介税理士

平井真介税理士事務所
〒584-0001　富田林市梅の里 3-31-7
TEL：0721−21−4789　FAX：0721−21−4789
URL：http://hirazei.jp/

上場株式等の税制改正について

アベノミクス効果により株式市場が活性化しています。株式投資から長らく離れていたが最近再開された方、さらには新たに始められた方も多いと思いますので、今回は上場株式等の税制改正について Q&A 方式で解説いたします。

Q. 上場株式等の税制について、現在までの経緯を教えてください。

A. 「貯蓄から投資へ」の政策上、上場株式等の譲渡益及び配当の税率については優遇税率（10%）が適用されています。過去幾度となく廃止の方向が示されましたが、株式市場の低迷により度々延長されてきました。しかし、ついに平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止となりました。平成 26 年 1 月 1 日以後は本来の税率 20% に戻ります。（所得税については復興特別所得税が別途課税されます。）

Q. 非課税措置が創設されると聞きましたが？

A. 優遇税率廃止を受けて、非課税措置（いわゆる日本版 ISA）が創設されます。非課税口座内の上場株式等の譲渡益、配当についてはすべて非課税となります。平成 26 年 1 月 1 日から 10 年間、年間 100 万円を上限に、投資総額 500 万円までが非課税の対象となります。保有期間は最長 5 年で、途中譲渡できますが再投資はできません。

Q. 非課税口座はどのようにすれば開設できますか？

A. 証券会社等に非課税適用確認書を提出します。添付資料として住民票の写し等が必要になります。税務署へ提出する必要はありません。非課税口座は 1 人 1 口座のみですので、複数の証券会社等に非課税口座を開くことはできません。なお、4 年間（平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）は口座の変更ができませんので注意が必要です。

Q. 非課税口座のデメリットはありますか？

A. 非課税口座内の上場株式等の譲渡損失については損益通算ができません。利益が非課税となる代わりに、損失が発生しても考慮しないということです。非課税口座には値下がりしないと予想される銘柄を選定する必要があります。

Q. 結局のところ、どのように行動すれば節税になりますか？

A. とにかく含み益が発生している銘柄については本年中に一旦売却し、税率 10% の恩恵を受けるべきです。ただし、譲渡損失の繰越額がある場合はその限りではありません。そして非課税口座をうまく活用するため、値上がりが期待できるもの、または配当利回りが高いものを優先的に非課税口座にて買い戻すのがよいと思います。最後になりますが、株式投資は自己責任でお願いいたします。